別紙１

若年者地域連携事業に係る仕様書

第１　総則

１　事業名

若年者地域連携事業

２　本事業の目的

若年者を取り巻く雇用環境については、失業率が年齢計に比べて高水準で推移するとともに、フリーターについてはいまだ多い状況にあり、若年労働者の早期離職率も高水準で推移するなど、なお厳しい状況が続いている。

このため、厚生労働省は、関係府省の政策の連携強化及び総合的な推進を図るとともに、地域による若年者対策への主体的な取組を推進するため、地域による若年者のためのワンストップサービスセンター（通称ジョブカフェ。以下「センター」という。）の整備を推進しているところである。

センターは、地方自治体と地域の企業、学校等との幅広い連携・協力の下、地域の実情に応じた若年者に対する職業、能力開発等に関する情報提供、インターンシップ等の職業体験機会の確保、キャリア・コンサルティング、職業紹介等の雇用関連サービスをワンストップで提供する施設として、地域による主体的な取組により、都道府県が中心となって設置するものである。

厚生労働省としては、センターの整備を推進し、地域との連携・協力による効果的な若年者雇用対策を推進するため、若年者地域連携事業をセンターにおいて実施するとともに、都道府県の要請に応じ、公共職業安定所等（以下「安定所」という。）を併設して、センターを利用する若年者に対する職業紹介を行うこととしている。

３　事業の実施期間等

（１）事業の実施期間

平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで

（２）その他

契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性があるので、別途協議する。

４　委託費に関する考え方

（１） 受託者が、委託費として計上することができる経費は、本事業の実施に必要な経費に限られており、本事業の目的・性質になじまない経費を委託費に計上することはできない。具体的には別紙１を参照すること。

（２） 都道府県労働局（以下「労働局」という。）は、精算時に受託者の支出を精査し、不適切と認めた場合、その経費については支出を認めない。

（３） 委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と契約額のいずれか低い額とする。

（４）経費が契約額を超える額については、受託者の負担とする。

（５） 受託者は委託費の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。また、委託費は、専用の口座を単独で設け、他の事業とは別に管理すること。

５　公正な取扱い

（１）受託者は、本事業実施に当たり、利用者に適切な支援を提供し、正当な理由なく支援の提供を拒んではならない。

（２）受託者は、本事業における利用者の取扱いについて、当該事業以外の場で自ら行う事業の利用の有無により区別してはならない。

第２　若者地域連携事業の詳細

１　事業の概要

地域関係者との連携の下、若年失業者やフリーター等の若者（４０代前半までの不安定就労者を含む。）を広く対象に、若年労働者の早期離職を防止するとともに、安定した雇用に結びつけることを目的とし、地域の実情を踏まえ、以下の４に掲げる事業（職業紹介事業に該当する事業を除く。）を実施するため、民間事業者に対し、若年者地域連携事業を委託するものである。

２　支援対象者

学生・生徒を含むおおむね３５歳未満の若年者（なお、３５歳～４０代前半の不安定就労者であって、４における若年者向けの各種事業が当該者の就職を実現する上で効果的であると見込まれる場合については、支援対象者に含むものとする。）

３　実施箇所

センターにおいて実施することを基本とする。

４　事業の内容等

事業の内容については、次に掲げるそれぞれの事業のうち、事業者が提案すべき事業内容を別紙２に示すので、地域関係者との連携の下、相補的な事業内容となるよう検討すること。また、本事業における従来の実施状況に関する情報について別紙３に示すので参考とすること。

(1)　事業内容

①　若年者の採用拡大のための広報及び啓発等

事業主に対して、就業経験の少ない者やフリーター等の若年者に対する採用意欲の喚起を図るため、若年者の採用を促す幅広い広報及び啓発を実施する。

また、事業主及び若年者に対して「若者応援企業宣言」事業の周知・広報を実施する。

②　若年者に対する企業説明会の実施

地域の事業所に関する若年者の理解を深めるため、職業選択のミスマッチを防ぐとともに、若年者の継続的就労の促進を図るため、事業主が当該事業所の事業の概要、業務の内容、求人の内容等を若年者に説明する企業説明会を開催する。

③　若年者に対する中小企業職場見学会の実施

地域の中小企業の強みや魅力等を再発見し、若年者の中小企業に対する理解を深め、職業意欲を醸成するため、学生・生徒やフリーター等の採用意欲の高い中小企業との交流の場として、職場見学会を実施する。

④　若年者に対する職場実習機会の確保

地域の事業所に関する若年者の理解を深めるとともに、自ら適性や能力について見極めるため、業務遂行に必要な実務能力の向上を図るため、若年者が実際に事業所において、業務を体験する機会を提供する。

⑤　若年者による集団的就職活動の支援

就職活動方式等を習得するため、センターの利用者の参加を募り、講習会や企業との交流会、相互の意見交換や情報の交換、ロールプレイングなどのグループワーク等により、主体的な就職活動を実践する。

⑥　ネットカウンセリングの実施

センターが開設するホームページを活用し、センターへの日常的な来所が困難な若年者等に対するカウンセリングや就職関連情報の配信等を実施する。

⑦　フリーターに対する就職支援

不安定な就労を繰り返すフリーター等を対象とし、正規雇用化に向けた就職支援を促進するため、セミナーやカウンセリング、職場見学会等の就職支援を実施する。

⑧　年長フリーター等に対する就職支援

就職氷河期に正社員になれなかった３５歳～４０代前半の不安定就労者（「年長フリーター等」という。）の正規雇用を促進するため、年長フリーター等に特化したセミナーや、カウンセリング等の就職支援を実施する。

⑨　内定者に対する講習会の実施

職業生活に円滑に移行できるよう入職に向けた心構え、不安の解消を図るとともに、採用時の事業主の負担を軽減するため、採用が内定した若年者に対する講習会等を実施する。

⑩　若年労働者の職場定着促進に関する支援

若年労働者の職場定着の促進を目的とし、若年労働者が職場でのコミュニケーション能力の向上や、職場における人間関係を円滑に図るため、継続就業の動機付けに資する講習や相互交流会等を実施する。

⑪　ジョブカフェ相互の連携強化に対する支援

若者の就職支援の資質の向上を図るため、同一の経済圏内において、産業構造が異なる各地域が、それぞれの特性を活かしつつ、ブロック単位でのカウンセラーや担当者による交流会等を開催し、若者の実態、課題についての意見交換を実施する。

⑫　高校中退者に対する就職支援

高校中退者については高卒者よりも不安や悩みを抱えている者が多いため退学後の進路が不明になりやすく、また就職支援をより手厚く行う必要があることから、高校中退者を対象とした職場見学会等を実施する。

⑬　サービス向上等のための取組の実施

利用者への効率的な就職支援及びサービス向上のために、利用者へのアンケートや意見を聴取するための意見交換会を実施する。

⑭　その他関連事業

①から⑫までに掲げるもののほか、若年者の安定した就職の実現に資する事業を実施する。

また、事業を周知するためパンフレット、リーフレット等の作成及び配布、ホームページの活用等により効果的に広報を実施する。パンフレット等の作成の際は事前に委託者に相談を行うこと。

(2)　コーディネーター等の配置

(1)の事業の実施に係る責任者として、次の①から⑤までに掲げる職務を行うコーディネーターを配置する。

①　事業の企画及び実施に関する事務

②　事業の実施状況の実地確認

③　事業の実施結果の取りまとめ

④　関係行政機関、関係団体等との連絡調整

⑤　その他事業の実施に必要な事務

また、事業の実施に当たり、コーディネーターとともに必要な事務を行う事務員を配置することができる。

（仕様書別紙１）

委託費の内容

委託事業の遂行に必要と認められる経費は、具体的には以下のとおり。

１　事業費

①　若年者の採用拡大のための広報及び啓発等

広報啓発のためのポスター原画料、印刷費、パンフレット印刷費、発送費、及びその他の経費

②　若年者に対する企業説明会の実施

企業説明会の参加依頼状の印刷費、発送費、会場費、及びその他の経費

③　若年者に対する中小企業職場見学会

中小企業職場見学会の参加依頼状の印刷費、発送費、見学会実施企業までのバス等経費、及びその他の経費

④　若年者に対する職場実習機会の確保

事前講習会講師謝金、会場借料、資料作成費及びその他の経費

⑤　若年者による集団的就職活動の支援

資料作成費、通信運搬費、及びその他の経費

⑥　ネットカウンセリングの実施

カウンセラー謝金、カウンセリング用パソコンのリース及び維持管理に要した経費、及びその他の経費

⑦　フリーターに対する支援

相談員謝金、旅費、パソコンのリース及び維持管理に要した経費、通信運搬費、職場見学会のための事前講習講師謝金、会場借料、資料作成費、セミナーの開催のための委託費、及びその他の経費

⑧　年長フリーター等に対する支援

相談員謝金、旅費、通信運搬費、セミナーの開催のための委託費、及びその他の経費

⑨　内定者に対する講習会の実施

セミナーの開催のための委託費、その他の経費

⑩　若年労働者の職場定着促進に関する支援

若年労働者に対する講習や相互交流会のための講師謝金、講師旅費、印刷製本費、会場借料、会議費、及びその他の経費

⑪　ジョブカフェ相互の連携強化に対する支援

ジョブカフェ担当者交流会議出席者旅費、会場借料、会議資料作成費、参加依頼状発送費、合同説明会会場借料、リーフレット印刷費、広報の実施に必要な費用、及びその他の経費

⑫　高校中退者に対する就職支援対策

中退者就職支援会議の会議費、就職支援会議出席者旅費、協議会資料作　成費、会議場借料、依頼状作成費

⑬　支援サービス向上等のための取組実施

サービス向上のためのアンケート実施、メールによる意見受付のためのパソコン借料及びその他経費

~~⑭~~　その他関連事業

上記に掲げる事業以外の事業の実施に要する謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、会場借料その他必要と認められる経費

２　人件費

①　謝金

管理業務を行うコーディネーター、事務員に係る謝金

②　諸税及び負担金

社会保険料及び労働保険料事業主負担分（法定額）

３　一般管理費（上記１に掲げるものは除く。）

①　旅費

都道府県、労働局等関係者との連絡調整に係る交通費、関係会議への出席旅費

②　庁費

備品費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、光熱費、借料、回線使用料、福利厚生費等

３　再委託費

再委託費は、委託業務の一部について、受託者以外の者に再委託するのに要する経費。ただし、再委託割合が５０％を超えないこと。

（仕様書別紙２）

提案すべき事業内容について

●平成２７年度

項目		必要性（○＝必須、×＝不要、空欄＝任意）	要求する内容・水準	目標支援者（利用者）数、実施回数等
ア	若年者の採用拡大のための広報及び啓発等	○	事業主に対して、就業経験の少ないフリーター等の若年者に対する採用意欲の喚起を図るため、若年者の採用を促す幅広い広報及び啓発を実施する	県内企業2000社以上 年度当初及び下半期の2回以上実施
イ	若年者に対する企業説明会の実施	○	地域の事業所に関する若年者の理解を深める為、職業選択のミスマッチを防ぐとともに、若年者の継続的就労の促進を図るため、事業主が当該事業所の事業の概要、業務の内容、求人の内容等を若年者に説明する企業説明会を開催する。奈良県、各種経済団体及び行政機関等と連携し実施すること。	参加者1000人以上 年６回以上実施（会場は北和・中南和の地域バランスを考慮すること）
ウ	若年者に対する中小企業職場見学会の実施	○	地域の中小企業の強みや魅力等を再発見し、若年者の中小企業に対する理解を深め、職業意欲を醸成するため、中小企業の職場見学会を実施する。	参加者10人以上 見学企業３社以上 年1回以上実施
エ	若年者に対する職場実習機会の確保		地域の事業所に関する若年者の理解を深めるとともに、自ら適性や能力について見極めるため、業務遂行に必要な実務能力の向上を図るため、若年者が実際に事業所において業務を体験する機会を提供する。また、未経験者でも正社員として就職可能な業種で実施すること。	参加者10人以上 年３回以上実施
オ	若年者による集団的就職活動の支援	○	就職活動方式等を習得するため、センターの利用者の参加を募り、定期的な講習会や企業との交流会、相互の意見交換や情報交換、ロールプレイングなどのグループワーク等により、主体的な就職活動を実践する。	参加者100人以上 年１０回以上実施
カ	ネットカウンセリングの実施	×		
キ	フリーターに対する就職支援	○	不安定な就労を繰り返すフリーター等を対象とし、正規雇用化に向けた就職支援を促進するため、セミナー等の就職支援を実施する。	参加者20人以上 1クール5日以上で年間2クール以上実施
ク	年長フリーター等に対する就職支援		就職氷河期に正社員になれなかった35歳～40代前半の不安定就労者（「年長フリーター等」という。）の正規雇用を促進するため、年長フリーター等に特化したセミナー等の就職支援を実施する。	参加者20人以上 1クール５日以上で年間1クール以上実施
ケ	内定者に対する講習会の実施	○	職業生活に円滑に移行できるよう入職に向けた心構え、不安の解消を図るとともに、採用時の事業主の負担を軽減するため、採用が内定した若年者に対する講習会等を実施する。	参加者60人以上 年2回以上実施 （北和・中南和の地域性を考慮すること）
コ	若年労働者の職場定着促進に関する支援	○	若年労働者の職場定着の促進を目的とし、若年労働者が職場でのコミニュケーション能力の向上や、職場における人間関係を円滑にするため、継続就業の動機づけに資する講習等を実施する。若年労働者だけでなく、企業の育成担当者に対するセミナー等も実施すること。	参加者80人以上 年4回以上実施 （北和・中南和の地域性を考慮すること）
サ	ジョブカフェ相互の連携強化に対する支援		若者の就職支援の資質の向上を図るため、近畿圏内において、産業構造が異なる各地域がそれぞれの特性を活かしつつ、ブロック単位でのカウンセラーや担当者による交流会等を実施し、若者の実態、課題についての意見交換を実施する。	年1回以上実施
シ	高校中退者に対する就職支援		高校中退者については高卒者よりも不安や悩みを抱えている者が多いため、退学後の進路が不明になりやすく、また、就職支援をより手厚く行う必要があることから、高校中退者の実態を把握し、中退者を対象としたとした就業相談会や職場見学会等を実施する。	支援数20人以上 進路決定率２５％以上

ス	サービス向上等のための取組の実施	○	利用者へのサービス向上のために、各利用者へのアンケートを実施する。	
セ	その他関連事業		ア～スまでに掲げるもののほか、若年者の安定した就職の実現に資する事業を実施する。	

その他、事業の実施にあたって求められる事項

・イに関しては、上記記載目標数のうち、400人以上の規模のものを２回（地域バランス考慮）開催すること。開催時期については、他の事業との調整を行うこと。
・奈良県との連携による事業であり、実施時期等については事前に打ち合わせを行うこと。事業実施にあたっては、奈良県、各種経済団体及び行政機関等と連携し実施すること。
　また、調整責任者を1人選任し、連携の円滑化を図ること。連携・調整はセンターにおいて実施すること。
・広報（ロゴ・キャラの使用、報道発表、ホームページへの掲載、チラシの配布等）については、奈良県と協議のうえ実施すること。
・各事業について、各回終了後速やかに、奈良労働局及び奈良県に所定の用紙による報告を行うこと。

（仕様書別紙３）

従来の実施状況に関する情報の開示

１ 従来の実施に要した経費　　（単位：千円）

			平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度
	人件費	常勤職員			
		非常勤職員		0	
	物件費				
	委託費等	委託費定額部分	19,121,929	22,905,872	23,858,000
		成果報酬等			
		旅費その他			
計(a)			19,121,929	22,905,872	23,858,000
参考値（b）	減価償却費				
	退職給付費用				
	間接部門費				
(a)+(b)			19,121,929	22,905,872	23,858,000

（注記事項）

委託費の内訳は以下のとおり。

	平成24年度（契約額）	平成25年度（契約額）	平成26年度（契約額）
１．事業費			
・若年者の採用拡大のための広報及び啓発等	1,622千円	285千円	250千円
・若年者に対する企業説明会の実施	3,902千円	4,101千円	4,535千円
・若年者に対する中小企業職場見学会の実施	27千円	28千円	42千円
・若年者に対する職場実習機会の確保	32千円	31千円	65千円
・若年者による集団的就職活動の支援	861千円	997千円	410千円
・フリーター等に対する就職支援	794千円	761千円	444千円
・年長フリーター等に対する就職支援	588千円	583千円	312千円
・内定者に対する講習会の実施		174千円	186千円
・若年労働者の職場定着促進に関する支援	649千円	349千円	372千円
・高校中退者に対する講習会の実施		3千円	8千円
・サービス向上等のための取組の実施			
２．管理費			
・人件費	6,991千円	9,715千円	10,200千円
・諸税、負担金	1,045千円	1,151千円	1,318千円
・回線使用料	346千円	238千円	283千円
・旅費	200千円	456千円	506千円
・庁費	1,154千円	2,943千円	3,160千円
３．消費税	911千円	1,091千円	1,767千円
計	19,122千円	22,906千円	23,858千円

（対前年50%増減理由）

若年者の採用拡大のための広報及び啓発費　　24年度は人材受入情報収集員が計上された。

若年者のための職場実習機会の確保　　参加者の損害保険料を予定人数で計上しているため

若年者に対する集団的就職活動の支援　　26年度はセミナー講師の外部委託を縮小するため

内定者に対する講習会の実施　　24年度は実施計画なし

高校中退者に対する講習会の実施　24年度は実施計画なし。26年度は前年度1回から2回に実施回数を増やすため

旅費　　コーディネーター増員により活動費が増加したもの

庁費　　コーディネーター増員によりリース車両を増車したため、関連経費も含め増加したもの

（人件費の計上について）

平成24年度　（管理費）　コーディネーター2人　@217,500円／月　事務補助員1名　@161,000円／月　（事業費）
若年者の採用拡大のための広報及び啓発等　人材受入情報収集員　@105,000／月

平成25年度　（管理費）　コーディネーター　@265,600円／月　1人　@12,900円／日　2人　事務補助員1人
@157,000円／月

平成26年度　（管理費）　コーディネーター3人　@260,000円／月　1人　@215,000円／月　2人　事務補助員1人
@160,000円／月

２　従来の実施に要した人員　　（単位：人）

	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度
常勤職員			
コーディネーター	２人	３人	３人
事務補助員	１人	１人	１人
メールカウンセラー			
非常勤職員	1人		

（業務従事者に求められる知識・経験等）

＜コーディネーター＞
・セミナー、イベント等の企画、運営に従事した経験があること
・事業運営に関して関係者（労働局、県、経済団体、学校、市町村等）との調整能力を有しており、雇用労働情勢への知見があること。
・事務作業に必要なパソコン操作のスキルを有していること
＜事務補助員＞
・上記のコーディネーター業務に付随する事務補助ができること。

３．年度別の事業実績について

	平成24年度		平成25年度		平成26年度
	目標	実績	目標	実績	目標（計画）
１．若年者の採用拡大のための広報及び啓発等					
県内事業所の採用動向に係るアンケート	800社	666社	700社	588社	600社
企業・大学・行政三者における就職に関する懇談会			２０校３０社	２７校３０社	２０校３０社
２．若年者に対する企業合同説明会の開催					
若年求職者対象の企業合同説明会					
実施回数	1回	1回	1回	1回	1回
参加企業数	40社	45社	40社	37社	40社
参加者数	500人	371人	350人	322人	400人
大学生等を対象とする企業合同説明会					
実施回数	1回	1回	1回	1回	1回
参加企業数	80社	88社	80社	83社	80社
参加者数	1200人	879人	1200人	671人	1000人
若年求職者を対象とするミニ企業合同説明会					
実施回数	3回	3回	3回	3回	4回
参加企業数	40社	46社	60社	54社	72社
参加者数	180人	239人	400人	235人	320人
３．中小企業への職場見学の開催					
実施回数	随時	0回	随時	4回	随時
参加者数	20人	0人	25人	8人	15人
４．若年者に対する職場実習の機会確保					
実施回数	随時	1回	随時	5回	随時
参加者数	20人	6人	20人	6人	15人
５．若年者による集団的就職活動の支援					
「就活サロン」					
実施回数	28回	28回	32回	32回	20回
参加者数	150人	165人	150人	143名	100人
６．フリーター等に対する就職支援					
「ジョブクラブ」					
実施回数	2回	2回	2回	2回	2回
参加者数	30人	25人	30人	21人	20人
「就活支援マナー講習」					
実施回数	2回	2回	2回	2回	1回
参加者数	30人	25人	30人	17人	10人
７．年長フリーター等に対する就職支援					
「しごと塾」					
実施回数	1回	1回	1回	1回	1回
参加者数	15人	10人	15人	8人	15人
セミナーの開設					
実施回数					1回
参加者数					10人

３．年度別の事業実績について

	平成24年度		平成25年度		平成26年度
	目標	実績	目標	実績	目標（計画）
８．内定者に対する講習会の実施					
実施回数	2回	2回	2回	2回	2回
参加者数	80人	92人	80人	53人	60人
９．若年労働者の職場定着講習会の開催					
実施回数	2回	2回	4回	4回	4回
参加者数	80人	75人	140人	86人	80人
10．高校中退者に対する就職支援事業					
実施回数			1回	0回	
参加者数			30人	0人	
「高校中退者就職支援会議」の開催			年2回	年1回	年2回

９．対象者は24年度「企業に就職内定した若年者」　25年度は「企業に就職後1年目及び3年目以内」の社員

別紙２

実 施 計 画

委託事業の目的			
委託事業実施期間			
平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日			
委託事業の概要			
内　　容	対象者	目標	効果の把握方法
【事業名】●●●（直接実施・再委託）			
【事業概要】			

※　「事業名」には、事業名のほか、（　）内に当該事業が直接実施するものであれば（直接実施）、再委託により実施するものであれば（再委託）と記載すること。

※　「事業概要」には、具体的な実施内容、実施に係る組織体制、実施時期等について記載。

※　「効果の把握方法」には目標達成のための実績の把握方法・把握時期等について記載。

別紙３

企画書等概要

※　提出する企画書等の概要について、下に掲げる項目について、特に特徴的であると考えるポイントを押さえながら、指定の字数以内で簡潔にまとめること（全体でＡ４・３頁以内）。

会社名：●●●
1　本事業の基本的な考え方、目的（400字以内） 企画書該当頁：●～●頁
2　各事業の構成、内容と目標　（800字以内） 企画書該当頁：●～●頁
3　実施体制（特にセンターや地域の企業、学校、行政機関等との連携体制）　（400字以内） 企画書該当頁：●～●頁
4　事業者の特長　（200字以内） 企画書該当頁：●～●頁
5　アピールポイント（500字以内）

別紙４
（第１面）

誓　　約　　書

若年者地域連携事業に係る一般競争に参加するに当たり、下記項目１～４の事実に相違がないこと及び事実に相違があった場合は速やかに通知することを誓約します。

※　下記要件に反することが判明した場合には、番号に○印を付けたうえ、第２面に当該違反の概要を記載して下さい。

１　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
２　予算決算及び会計令第７１条に該当しない者であること。
３　厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中ではないこと。
４　次に掲げるすべての事項に該当する者であること。
　なお、参加資格における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第１９３条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和３８年大蔵省令第５９号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。
　①　企画書提出時において、過去５年間に職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）（第３章第４節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく生命若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までに是正指導を完了しているものを除く。）
　②　労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時において、直近２年間の保険料の未納がないこと。）。
　③　法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
　④　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
　⑤　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）第９条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること（特例措置によるものも含む。）
　⑥　企画書提出時から過去３年間において、法令等違反により送検された者でないこと。

支出負担行為担当官
　○○労働局総務部長　殿

平成　　年　　月　　日

住　　所

会　社　名　　印

代　表　者　　印

（第２面）

該当項目 [　　]（１から４を記入する）

該当する違反の内容（具体的に記入する）

《記載項目の例》

- 命令若しくは処分等の概要
- 命令若しくは処分等があった年月日
- 命令若しくは処分等を受けた会社名
- 原処分庁
- 命令若しくは処分等を受けた理由

別紙５

関係会社一覧表

１．入札参加事業者

フ リ ガ ナ 商号又は名称	フ リ ガ ナ 代表者氏名	主たる事務所の所在地

２．関係会社

フ リ ガ ナ 商号又は名称	フ リ ガ ナ 代表者氏名	主たる事務所の所在地

（記載上の注意）

「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和３８年大蔵省令第５９号）第８条に規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。

別紙６

障害者の雇用状況に関する報告書

若年者地域連携事業に係る入札に参加するに当たり、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第８条に基づく障害者雇用状況報告書（平成　　年６月１日現在）の写を添付するとともに、平成　　年　　月　　日（入札公告日）現在の障害者の雇用状況について、下記のとおり申し出ます。

労働局

支出負担行為担当官

労働局総務部長　殿

A 事業主	(ふりがな)		住　所	〒　　—
	法人名称			
	(ふりがな)		法人にあっては主たる事業所の所在地	
	氏名又は代表者氏名			
		記名押印又は署名		(TEL　　—　　—　　)

B 雇用の状況	1　常用雇用労働者の数		
		(ｲ)常用雇用労働者の数（短時間労働者を除く）	人
		(ﾛ)短時間労働者の数	人
		(ﾊ)常用雇用労働者の数（(ｲ)+(ﾛ)×0.5）	人
		(ﾆ)法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数	人
	2　常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者 ※（　）内には、内数として、６月１日以前１年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。		
		(ﾎ)重度身体障害者の数	人（　）
		(ﾍ)重度身体障害者以外の身体障害者の数	人（　）
		(ﾄ)重度身体障害者である短時間労働者の数	人（　）
		(ﾁ)重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数	人（　）
		(ﾘ)身体障害者の数（(ﾎ)×2+(ﾍ)+(ﾄ)+(ﾁ)×0.5）	人（　）
		(ﾇ)重度知的障害者の数	人（　）
		(ﾙ)重度知的障害者以外の知的障害者の数	人（　）
		(ｦ)重度知的障害者である短時間労働者の数	人（　）
		(ﾜ)重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数	人（　）
		(ｶ)知的障害者の数（(ﾇ)×2+(ﾙ)+(ｦ)+(ﾜ)×0.5）	人（　）
		(ﾖ)精神障害者の数	人（　）
		(ﾀ)精神障害者である短時間労働者の数	人（　）
		(ﾚ)精神障害者の数((ﾖ)+(ﾀ)×0.5)	人（　）
	3　計　　（２の(ﾘ)+２の(ｶ)+２の(ﾚ)）		人（　）
	4 実雇用率　（３／１の(ﾆ)×100）		%

別紙7

若年者地域連携事業に係る評価基準及び採点表

標記については、下記のとおりとする。

評価項目		内　　容	必須	委員1人の評価点		
				採点等	比重	評価点
1　業務の実施方針（/30点）						/30
(1)	業務実施の基本方針の適格性	・本事業の趣旨、目的を理解し、その実施に当たっての理念、基本的な考え方が示されているか。 ・仕様書記載の業務について提案されているか。 ・委託要項等記載の遵守事項について全て遵守すると記載されているか。 ・委託費の経理を他の事業の経理と区分して経理することとなっているか。	●	合・否	－	/10
(2)	組織としての業務実施能力等	・契約後直ちに事業を実施できる体制であるか。	●	合・否	－	/10
(3)	組織・人員体制について	・本事業を遂行可能な体制・人員が整備されているか（２　事業実施方法での評価を除く）。 ・統括責任者、事業担当者等の事業遂行体制、役割分担等、責任の所在が明確に示されているか。 ・再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容等が明確に示されているか。	●	合・否	－	/10
2　事業実施方法（/220点）						/220
(1)	支援の実施について	①都道府県の実情に合った考え方となっており、都道府県との連携を意識した事業内容となっているか ・大変優れている＝５点 ・優れている＝３点 ・優れているレベルよりやや劣る＝１点 ・劣っている＝０点		０・１・３・５	8	/40
		②各事業の内容は適切か。利用者ニーズを踏まえた事業構成となっているか ・大変優れている＝５点 ・優れている＝３点 ・優れているレベルよりやや劣る＝１点 ・劣っている＝０点		０・１・３・５	8	/40
		③各事業の実施体制について、効果的、効率的な人員配置（経験・能力に応じた配置など）となっているか ・大変優れている＝５点 ・優れている＝３点 ・優れているレベルよりやや劣る＝１点 ・劣っている＝０点		０・１・３・５	8	/40
		④各事業の計画件数は適切か。全体スケジュールが適切に立てられているか。 ・大変優れている＝５点 ・優れている＝３点 ・優れているレベルよりやや劣る＝１点 ・劣っている＝０点		０・１・３・５	7	/35
		⑤各事業の実績や効果の把握内容・把握方法・把握時期は適切か ・大変優れている＝５点 ・優れている＝３点 ・優れているレベルよりやや劣る＝１点 ・劣っている＝０点		０・１・３・５	7	/35
(2)	その他本事業を行うに当たり必要となる業務の実施について	①業務計画及び業務実績の作成・報告、苦情等への対応、個人情報の保護、備品等の管理業務、書類の整備及び保存は適切か。 ・すべて非常に適切である＝５点 ・すべて適切である＝３点 ・不十分なものがある＝０点		０・３・５	6	/30
3　その他（50点）						/50
(1)	これまでの事業実績について	①応募者の類似事業に関する事業実施状況 ・類似する事業の実施経験が過去５年以内にある（実施地域は問わない）＝５点 ・類似する事業の実施経験が過去10年以内にある（実施地域は問わない）＝３点 ・類似する事業の実施経験が過去10年以内にない＝０点		０・３・５	5	/25
(2)	その他特記事項について	①その他創意工夫により取り組む事項 ・非常に有効的かつ実現可能性の高い提案＝５点 ・有効的かつ実現可能性の高い提案＝３点 ・提案がない＝０点		０・３・５	5	/25
合　計（300点）						/300